

中国清代咸豊以前の四川塩の湖北進出について

謝 祺

(東洋史学専門 / 博士後期課程)

一、はじめに

清代の塩専売制度において、地方政府は塩の販売計画を完遂する義務を中央政府に要求された。塩の生産地である四川省は、四川・雲貴・湖広などの地域に塩を販売した。塩専売の基本制度は官側が商人に与える塩引という証明書に基づいていたのである。具体的には、政府が塩場・商人の姓名・運輸ルート・販売地・運輸の塩の重量などを塩引に載せ、商人は税金を納付した後、塩引を官庁から受け取り、指定された塩場で塩を支給してもらい、運輸の過程で沿道の関と販売地官庁において塩引と塩の審査を受ける。重量・運輸ルートなど全て塩引と合致する場合には通関でき、その際に審査済の証拠として截角（改札）¹をする。四回の截角を経てから販売できるのである。

前稿において筆者は四川塩(川塩)の雲南・貴州省(雲貴)における運銷制度(運輸と販売制度)について論述した²。塩商の納税証明書としての官側に与えられた塩引は運銷の後に考成(中央政府の地方官僚に対する業績審査)の証拠として官側によって時限通りに回収しなければならないが、雲南・貴州の交通が不便であることから商人の運銷に長い時間を要し、そのため塩引回収に遅れ、四川官僚の奏銷(中央に対する財政決算)に間に合わない恐れがある。従って、四川省官僚は貴州省内まで運輸する塩

¹ 截角法は明清時代の塩・茶の専売制度における販売証の改札制度である。清代塩法では、一枚の塩引には四つの角がある。商人が官庁で税金を納付し、塩引をもらう際、納税済の証明として、官僚によって一角目を切ってもらい、次に塩廠で塩をもらった際に、二角目を切ってもらい、続いて塩廠に出る際、運輸の重量の審査を受ける。パスした場合には三角目を切ってもらい、定められた運輸ルートに沿って、定められた販売地の官庁での最終の審査を受ける。パスした場合には四角目を切ってもらう。出典：林振翰『塩政辞典』十四畫第九頁 中州古籍出版社、1988年

² 謝祺「清代咸豊以前の滇黔辺岸における川塩の運銷制度について」『名古屋大学東洋史研究報告』第40号、69-102頁。

引に対しては四川辺境において截角を行い、早期に回収した。雍正年間、この運銷方法が正式に確立された。その後、四川辺境での截角を廃止するという雲貴両省の提案に対し、四川省側は断固として反対した。雲貴両省は入境する川塩に対し、奏銷の義務が無く、課税しか求めなかった。貴州省は四川省の辺境で行われる截角を利用し、貴州に入境する川塩を小売で販売させ、四川省が発行した証明書が無効化した。そして有効納税証明のない塩に対し、私塩・官塩を問わずに課税した。運銷制度は地方官僚によってしばしば変革されており、中央に定められた財政収入定額に満足しさえすれば、地方官僚のある程度の自主性が中央に容認されていたことが分かる。

清代最初は湖広地方(湖北・湖南)の全体が淮塩(江蘇省の塩)の販売区として定められ、川塩が侵入した場合は違法の私塩となった。

筆者は川塩の湖北市場への合法的な進出の経緯について考察し、川塩の貴州における運銷制度の変革の経緯と比較した上、地方官僚の自主的な制度改革に対する中央政府の容認の限界と原則のを試みる。

二、川塩の淮塩湖北販売区への進出の始まり

従来、湖広は淮塩の販売区であり、その塩政は両淮塩政による管理を行われていた。しかし、四川から侵入してきた私塩も存在し、官側に警戒されていた³。雍正六年、四川夔州府において勝手に開削された私塩井が多く、産量は過去の十数倍に及んだ。夔州府は湖北省の帰州・巴東県・興山県と隣接しており、この三つの州県は従来淮塩を食用しているが、運輸コストが高いため、価格が高い。夔州雲陽はこれらの土地との距離も遠くなく、また塩が多く、価格も安いので、四川総督岳鐘琪は帰州巴東・興山二県の住民は雲陽に往復して運輸・販売することを禁じることはできない。岳鐘琪は以上の事情を報告するとともに雲陽県官・私塩井の塩を本来の塩引定額以外に増加して巴東・興山の民に食用させ、四川省で塩引を買う一方で、淮塩塩引定額を削減して四川省によって運銷を

³ 方志遠 「明清湘鄂贛地區的“淮界”與淮塩」『明清中央集権與地域經濟』、中国社会科学出版社、2002年版、268頁。

管理するよう中央政府に申請した⁴。

四川総督の申請から見ると、川塩の産量が大幅に増加しているが、四川省は私塩井を禁止せず、正規な塩政管理に加入しようとするが、それに対応する合法的な販売地がない。もし新たな販売地がなければ、現在の四川塩販売地の塩引額を増加すると、市場需要を越える売れない塩引額を作り出すこととなる。一方で、四川から近い湖北帰州などの州県は地元の民は私塩井が多い四川雲陽県に来て私塩を買い、湖北に転売することが一般的な行為であった。即ち、四川省は長期間にわたって私塩の生産・販売・運輸を禁止することがなかった。ここでは四川私塩の湖北販売を合法化し、制度化とようとしている。その狙いは湖北西部の州県を四川塩の販売地に変更し、兩淮塩政の塩引を四川塩引に変更し、四川の財政収入を拡大することであったと考えられる。

これに対し、兩淮塩政噶爾泰は二つの理由で断固反対の意見を述べた。その理由の一つ目は私塩密輸を放任する四川総督に反対して密輸を行政区を境として取締を強化すべきだと考え、湖北西部の一部が四川官塩の販売区となると四川塩が行政区に基づく取締体制を突破して合法的に湖北に進入できるようになり、さらに私塩として湖北他の淮塩販売区に侵入する恐れがある。二つ目は四川省が淮塩塩引の代わりに四川塩引の増加をすることから一見すると国にとって損が無いように見えるが、四川塩引の税率は淮塩より低いので、事実上の税収減少の恐れがある。そのため、現体制を維持すべきだと考える⁵。

雍正九年四川駅塩道曹源邠・十二年四川総督黄廷桂・乾隆元年大学士朱軾などの官僚が相次いで申請したが、戸部は噶爾泰の論述を引用して却下した⁶。戸部は噶爾泰の意見に完全に賛同し、四川私塩を官塩に編入して湖北に販売する提案を何度も拒否していた。

雍正後期に至って、淮塩販売区が隣接地区の私塩に侵入される問題は益々深刻になった。この点を重視する雍正帝は以下のように述べた。

⁴ 『清塩法志』、稀見明清経済史料叢刊第二輯第十二冊、国家図書館出版社、2012年版、233頁。

⁵ 同書、233-234頁。

⁶ 同書、234頁。

[...] 各省塩政關係國計民生，所當加意整理，兩淮塩務之積弊更在他省之上此中外所共知者。大約塩法之行，必以緝私為首務。[...] 兩淮行塩地方 [...] 之侵越，而湖廣地方更甚 [...] 在江南，督臣亦不過責成自己所屬地方，至諮會臨省即未必有乎輒應，此私販之所以難靖也 [...] 特頒此旨，曉諭湖廣等省督撫等，務矢公心，以臨省之事視為己事，嚴飭文武官弁同心協力 [...] 使川、粵、浙、蘆之私不敢越界橫行 [...] ⁷。

[...] 各省塩政は国家財政と民間需要にかかわり、嚴重に整理すべきだ。特に各省より深刻な兩淮塩政の問題はすでに周知のことである。塩法の実行には私塩の取り締まりは最も重要であり、最優先すべきだ。[...] 兩淮塩販売区への [...] 侵入は湖広地方においてもっとも深刻だ。[...] 江南では総督は自分が管轄する地域しか監督できないので、隣接の省に協力を求めても必ずしも応じられない。これは私塩販売の消滅できない原因である。[...] 特にこの命令を下すのは、湖広などの省の総督・巡撫に必ず公心をもって隣接省の問題を自分の責任だと認識し、文武各部下とともに隣接省と協力して [...] 四川・広東・浙江・長蘆の私塩に販売区を超えさせて横行しないようにと望むためである⁸。

雍正帝は販売区を越える私塩の問題に対し、境界における取締を強化する方針であった。今までの取締不足の原因は淮塩塩政を管理する兩江総督の力が自分の管轄省以外に及ばず、他の淮塩販売区の省の官僚が取締に力を入れなかったため、私塩がこれに乗じて販売区を越えたこと雍正帝は認識している。雍正帝は湖北省に対し、兩江総督と協力して私塩取締を確実にを行うよう催促する。この兩淮塩販売区の保護を中心とする政策の下では販売区の境界線を破って四川塩を湖北に販売するという四

⁷ 王世球『兩淮塩法志』 卷一、22-23頁、乾隆十三年。

⁸ 筆者訳

川省の要求が許可される可能性はないと見られる。

乾隆二年、中央側は運銷制度の改革から私塩侵入の問題を解決しようとする。大学士張廷玉は淮塩販売区としての湖広の四川と隣接する巴東などの地域は私塩に侵入されることが最も深刻であり、その原因は湖北地元の水商⁹は売りやすい地域で販売するしかなく、地方官僚も私塩取締と運銷の促進をしないからであると指摘し、湖広総督に対して官引が届かない州県を徹底調査するよう命じ、さらに水商を募集して運輸をさせるか、官運官銷制を実行するか、公立塩店を設立するか、打開策を議論して定めるよう要求した¹⁰。

上記の史実に基づけば四川私塩の湖北侵入の放任は乾隆二年まで相変わらず存在しており、湖北において淮塩・淮塩引の到達地域は次第に縮まり、湖北官僚も四川省と同じく私塩の侵入を放任していたことが分かる。塩引を審査せず、淮塩運銷を担当する水商に自由販売させる湖北省に対し、中央側は湖北省に対してどんな手を使っても淮塩と淮塩引の到達範囲を全省に及ばせ、四川私塩に占領された市場を奪還するよう命じた。それに対し、湖広総督史貽直は以下のように述べた。

[...] 楚省地方除湖北新辟地方及川省改隸之建始縣向食川塩 [...] 其餘俱銷淮塩。由淮商運赴漢口，小販領執水程，轉運各口岸行銷，內有距漢穹遠，而接壤川粵之湖北巴東、歸州、興山、長陽 [...] 名為淮南綱地，俱食川粵塩斤。因商販不肯賠本運塩，民情萬難舍賤買貴，非盡地方官緝私之不力，有不得不通融籌辦者。查道州巴東等屬，地處萬山，自漢口至彼水陸間隔二千餘裡，合算腳價每斤非三四分莫辦。而本地塩價至貴不過一分，商販安肯運赴折閱之地。此招募水商轉運之難也。淮塩既難運到該地，居民相距川粵行塩地面近或數十裡，遠或數百里，皆趁墟之便，將米、穀等物換塩以食，其價甚平，亦不樂更食淮塩也。若論官運官銷勢必照本發賣，是欲強民舍賤買貴。 [...]

⁹ 水運で塩を運輸・販売する塩商人

¹⁰ 『清塩法志』、稀見明清經濟史料叢刊第二輯第十二冊、国家図書館出版社、2012年版、234頁。

至塩臣前奏之酌設公店與續奏之議設總阜，其說大略相仿。 [...] 若議改食川粵之塩，未免淮塩地界失其藩籬，將見臨私充斥，官引不能暢銷，國課商膏均有關係，是楚省塩斤向例截長補短通融銷售，雖間有數州縣零星買食臨私，而每歲額引有增無減，數十年來從未議及清理綱地，惟於宜昌、衡州二府地方專設川粵兩卡足矣杜絶私梟。勿庸另籌別策 [...] 仍照往例通銷 [...] 諭該地方官如遇淮塩不能接濟，准其遵零星食塩免其緝捕之恩旨，聽從民便。但不得過十斤以上，亦不許轉相貨賣。 [...] 部議，如所奏¹¹。

[...] 湖広地方では湖北の新たに開拓した地方と四川から編入した建始県が従来から四川塩を食用している以外、[...] 全て淮塩を販売する。淮商によって漢口に運輸し、小売商人によって水程を持って各販売地まで引き続き運銷を行う。販売地の中には漢口から遠く、四川・広東と隣接する湖北巴東・帰州・興山・長陽 [...] などの名目上の淮南引の販売地があり、実際には四川・広東塩を食用している。その原因は商人は採算がとれないため販売せず、民も高価な塩を買わないからである。地方官僚が私塩取締をしないわけではなく、本当に融通をきかせざるをえない事情なのである。道州・巴東などのところは山奥に位置しており、漢口から二千里余りの距離があり、一斤あたりの運輸コストは三四分がないと運輸できない。それに対し地元の塩価格は高くても一分に過ぎないので、商人は決して採算がとれない運銷をしない。これが地元まで運輸する水商を募集することが困難な原因である。このように淮塩は届かないのに対し、四川・広東塩などの販売地域への距離は数十里か遠くても数百里に過ぎないため、地元の住民は農村貿易の機会に乗じて米などを以て塩を購入する。その価格は低いため、なおさら淮塩を買おうとしないである。もし官運官銷制を実行したら、必ずその運輸コストを回収するように販売するので、住民に高価な塩を強制購買させる

¹¹ 『清塩法志』、稀見明清經濟史料叢刊第二輯第十二冊、国家図書館出版社、2012年版、234-236頁。

ことになる。[...] 塩臣(兩淮塩政)が提案する官立塩店や総頭(総店)などの方法もそれと大体に同じようなものである。[...] もし四川・広東塩に正式に変更したら、淮塩販売区の壁が失われ、隣接省の私塩が横行するため、官塩引が売れなくなる。国と淮南とも損失を被る。湖広は本来遠い距離を運輸せねばならない塩引をより近い場所で販売するという融通の方法があり、その結果、販売地に数箇所隣の隣接省から私塩を販売する州県があっても毎年の完成した塩引定額を増加することがあるが、減少したことはない。数十年来、淮塩販売区の整理に議論が及んだことはなく、ただ宜昌・衡州二府で四川・広東私塩対策の関を設置すれば充分に対応できる問題であり、別の方法は特に必要ない。[...] 今の体制を維持すればよい。[...] もし該当地方の淮塩が足りない場合があれば、十斤の幅を超えない小売に対する取締をしないという皇帝の命令に従って地方官が販売させ、民に便利を与え、ただ転売を禁止すればよい。[...] 戸部が返事し、賛同した [...] ¹²。

湖広総督は湖広が淮塩の販売地であるが、淮塩の販売範囲はより小さいことも認めた。淮南は湖広全域まで運銷するわけではなく、漢口で地元の水商に転売して、水商によって引き続き運銷を行う。転売において塩引を使わず、湖広当局発行する「水程」という仮塩引を水商に渡し、水商は本来の塩引の規定に従わず、販売しやすく、運輸コストも低い地域へ販売したが、湖広当局はこれに対し干渉しない。巴東のような淮塩が届かない地域では、湖広当局は四川私塩の侵入を容認して住民の需要を満足させる。これらの地域は淮塩販売区としては形骸的になった。湖広のこのような運銷体制については黄国信氏の湖南・江西南部の運銷体制についての先行研究において広東塩法との関連の視点から、湖南南部において明代後期から清代にかけて食塩の販売に塩引は使用されていないことを指摘した ¹³。

¹² 筆者訳

¹³ 黄国信 『區與界：清代湘粵贛界臨地區食塩專賣研究』三聯書店、2006年

中央からの水商を監督しないという批判に対し、湖広総督は運輸コストが高く、淮塩が辺鄙地方へ到達しても売れないと反論し、四川総督と同じく私塩取締をしないことを認めるが、高価の淮塩官塩が住民に受け入れないことが原因であることを強調した。

湖広の運銷体制は四川塩の雲南・貴州販売区の体制と類似する。塩引を持つ商人が全過程の運銷をするのではなく、途中で小売商人に転売し、官側は塩引ではなく別の販売証明を渡して自由販売を許すこととした。中央側は本来の引法の通りに塩引を最後の販売地まで運銷させようと要求したが、地方官僚の自主的な制度変革を強制的に整理するのではなく、長期間にわたって容認した。湖広の運銷体制は淮塩商人が沿海部から湖広西部辺境までの運輸コストを全部負担することを避けるもので、四川当局の滇黔辺岸における省境で截角をする体制と類似し、商人の運銷時間と塩引回収時間を減少する役割を果たしていた。湖広当局が水商に渡す水程は四川当局が商人に渡す「引紙」や貴州当局が商人に渡す「票」などと同じく、自由販売ができる証明書である。湖広当局はいままでの体制に対してその合理性を強調し、湖広西部の私塩に対する放任も皇帝に許される十斤以下の小売だと主張して続行した。

中央側からの淮塩販売地の縮小による淮塩引の積み残しという懸念に対し、湖広当局は従来から長距離塩引を短距離に販売するという方法で対応しているので、塩引定額の販売未完成が出たこともないという。即ち、販売区が縮小しても必ずしも販売額が減少するとは限らない。塩引の販売定額は中央の意思で増加していたにもかかわらず塩引を完売したことは、この融通の方法が有効な運銷体制だと証明している。この融通の方法は四川における潼商の売れない塩引を犍商に代銷させることと同じく、容易に販売できる地域で販売が困難な地域の販売定額を代銷することに相当する。

湖広総督が指摘する従来運銷方法は、行政区の境で私塩を止めるという噶爾泰の論述を否定している。なぜなら、私塩の侵入は湖広の従来

の運銷方法によって容認され、行政区を長い期間にわたって突破していた実際の湖広西部の一部の市場を占領したにもかかわらず、淮塩の販売額には欠損を与えなかったからである。この運銷方法は私塩を容認するという点が長い間、公に議論して正式化し、整理することができなかった原因だと考えられる。しかし、中央に嚴重注意され、運銷方法を本来の正規の引法通りに復帰せよと命じられるにいたって、融通の方法の合理性を訴えた。そして淮塩引の定額収入を確保した上、さらに宜昌で私塩取締の関を設置し、私塩がさらに侵入することを防いたので、ようやく現体制の維持と融通の方法の正規化が許可された。

中央側が提案する官運制や官立塩店などの淮塩販売区を完全に恢復する方法は高い運輸コストを避けられず、必ず高価格で販売することになって、低価の川塩と競争にはならないので、最終的には民に強制販売するしかない。この点から、中央政府が定めた販売区は最初から非合理的な区画であり、川塩の湖北西部への進出は必然的なことであったことが分かる。戸部が今までの実際の運銷体制を承認し、川塩はようやく合法的に宜昌以西の地域に進出することができた。今までの私塩を放任していた四川・湖広の官僚は塩政収入を確保されただけでなく、さらに拡大したことによって処罰されることがなかった。

三、嘉慶・道光年間の湖北川塩販売区

川塩が湖北西部八州県に合法に進出できた後、戸部は販売する塩は川塩であるため、その塩引の発売権・奏銷の義務を四川に帰するのは当然だと考え、乾隆三年からこれらの州県の販売は四川当局によって商人に塩引を渡し、塩引が湖北州県で審査され、奏銷・考成は四川官僚の義務となるように実行されていた¹⁴。これは極めて正常な引法である。しかし嘉慶年間に入ると、四川当局は戸部の規定に従わずに実行するようになった。四川官僚は湖北省に「もし塩引を(湖北)該当州県まで持って行けば、

¹⁴ 丁寶楨 『四川塩法志』 續修四庫全書本、上海古籍出版社、2002年版、162-163頁。

別省までの徴収監督に不便である¹⁵。」と説明した。四川省は塩引を外省までの全ての運銷過程において商人に携帯させることが好ましくないと考えることは明らかである。乾隆年間に雲南省は官僚を四川の塩場に派遣し、塩の購買から雲南への運輸・販売までの全ての運銷過程を一手に引き受けたいと要求したが、四川巡撫碩色は「もし滇省の提案に従い、派遣した官僚に運銷を委ね、その奏銷考核についてはそのまま四川に担当させたならば、四川には不便である¹⁶。」と述べた。湖北省に対して同じ要求をする理由は、まさにこの塩引回収の遅れによる奏銷への支障を防ぐためである。

四川官僚のこのような態度の下で、運銷を担当する商人も引法に従わずに実行するようになった。湖北塩法道は商人が湖北付近の徴収監督の衙門で納税して塩引をもらうが、規定の販売地まで運輸せず、四川官僚は規定された販売地の地方官の職名を取って奏銷・考成を行ったと指摘した¹⁷。即ち、四川官僚は規定の販売地を無視し、四川商人の湖北省においての自由販売を許し、さらに奏銷に対応するために規定通りに運銷したと捏造していた。湖北省は塩引は必ず塩とともに湖広の規定の販売地まで運び、湖北省によって塩引を審査し、奏銷はもちろん四川当局によって行うが、一年度分の塩引を全て湖広官僚によって截角を完了してから四川省に回収するのであると四川側に要求した¹⁸。これで、湖広当局の截角の権限を確保することによって塩引規定通りに販売地まで運銷することを四川商人に強制できる。

この提案は四川側から反対にあった。四川総督勒保は湖北塩法道に反論する際、湖北の川塩販売区の交通困難によって塩引回収に遅延が生じると述べる他に、四川省は塩引を湖北まで持たせなかった理由は、四川商人の塩引を持った運銷は湖北淮塩商に私塩販売の掩護だと批判され、

¹⁵ 丁寶楨 『四川塩法志』 續修四庫全書本、上海古籍出版社、2002年版、163頁。

¹⁶ 『清塩法志』、稀見明清經濟史料叢刊第二輯第十二冊、国家図書館出版社、2012年版、292頁。

¹⁷ 丁寶楨 『四川塩法志』 續修四庫全書本、上海古籍出版社、2002年版、163頁。

¹⁸ 同書 163頁。

四川当局はそのために携帯させなかったのである¹⁹。

湖北省は淮塩販売区の淮塩運銷を保護するために、淮商を招いて八州県の川塩の運銷を担当させたが、淮商は距離の遠い四川に行くことを望まず、嘉慶十一年に辞退した。八州県はいずれも貧困の地域であるため、運銷を担当できる人がおらず、結局湖北省はまた四川商人に任せざるをえなかった²⁰。その後、運銷方法は現在のように塩引が指定販売地まで行かないようになった。この手法は四川省が早めに塩引を回収しようとしたための行動だと考えられる。

四川商人は塩引によって合法的に川塩を運銷するが、同時に塩引定額以上の私塩も販売していたので、淮塩販売に衝撃を与えた。四川商人の運銷を監督する責任がある四川当局は湖北淮塩商のクレームを受け、本来塩引を商人に携帯させることが好ましくないこともあって、ついにこれを口実として塩引を四川商人に携帯させないようになった。販売証明が無くなる四川商人は、これによって私塩取締からさらに容易に逃れることができるようになった。これに対し、湖北省は淮塩販売を行う淮商を招いて川塩運銷をさせ、密輸の四川商人を市場から排除するとともに淮塩販売の妨害を防ぐことを図ったが、淮商は本拠地の沿海部に遠い四川省までは来ないため、再び運銷を四川商人に任せるしかない。その密輸を防ぐために本来の正規の引法を恢復し、湖北側が塩引を審査する権限を、早めに塩引を回収する四川官僚から奪還しようと考えたが、塩引を湖北側に審査させたくない四川総督は私塩密輸の責任を湖北側の取締不足に転嫁し、塩引を湖北州県に審査させることを拒否した²¹。

この体制においては四川当局は湖北における販売を四川商人の自由にさせたことが明らかである。これによって四川当局は塩引の回収を早めに実現し、商人は私塩販売を実現したが、建始県などのような辺鄙なところは塩不足となった。湖北省が自らの要求を戸部に報告した後、戸部はこれを許可して塩と塩引を必ず湖北建始県などの八州県まで運輸させ、

¹⁹ 同書 164 頁。

²⁰ 同書 164 頁。

²¹ 丁寶楨 『四川塩法志』 續修四庫全書本、上海古籍出版社、2002 年版、164 頁。

湖北省官僚によって審査させることを命じた²²。

淮塩専売の収入は清朝の最も重要な塩政収入であるため、従来から政府に保護されていた。山本進氏の先行研究には嘉慶年間に清朝は四川の私塩が湖広淮塩販売区に侵入させないよう四川当局による四川内部で自由販売制となる改革計画を否定したことを述べている²³。湖北川塩販売区は淮塩販売区と隣接する最前線であるため、皇帝・戸部は川塩を自由販売させることはなおさら不可能だと筆者は推測している。筆者は前稿で四川省は滇黔辺岸で早めに截角をして塩引を回収することによって官塩・私塩の分別がなくなったことを述べた。貴州は川塩の販売区であり、私塩が混入しても川塩販売区内部の問題であったし、貴州当局の支持も得たから、中央に許可された。四川省が湖北で同じことをすれば、私塩が湖北川塩販売区を突破することは容易であり、最も重要な淮塩塩課を脅すこととなる。淮塩販売を監督する義務がある湖北省は四川商人の自由販売を禁止するのは当然だと考えられる。

その後、四川商人は交通状況が悪く、時限通りに運銷を完成することは難しいので、四川辺境の州県で地方官に塩引を渡したいと四川当局に陳情した。四川当局はこれを口実としてまた四川辺境で塩引を回収するようになった。これに対し、嘉慶二十四年に湖北省は四川に嘉慶十三年の戸部の命令を改めて声明し、「塩・塩引が分離したら官・私塩を判別できなくなる²⁴。」と私塩を放任する四川省を批判した。

四川塩茶道奇成額はこの批判を受け、四川省の滇黔辺岸における塩引を引根・引紙に分ける方法に倣い、夔州府通判が塩道から引を領収する時、塩道が同時に印票を与え、その中に夔州府通判によって水陸塩引の様式と同じく規定の運銷額を詳しく書き、商人が塩引によって塩場から塩を運んで夔州の関に審査を受ける際、夔州府通判によって塩引を回収

²² 『清塩法志』、稀見明清經濟史料叢刊第二輯第十二冊、国家図書館出版社、2012年版、284頁。

²³ 山本進、「清代後期四川における塩政再建政策」 『名古屋大学東洋史研究報告』23号、91頁。

²⁴ 丁寶楨、『四川塩法志』、續修四庫全書本、上海古籍出版社、2002年版、164頁。

して印票を与えて截角させると提案した²⁵。

この提案は皇帝に許可され、印票を必ず塩と同時に指定販売地の官僚による審査するよう命じられた²⁶。四川省は官僚の融通をきかした引法が私塩販売の補助となったという湖北側の批判に対し、否定しなかった。戸部の命令を受け、販売証明を湖北の指定された販売地の官僚に審査させると同時に早めに塩引を回収できるという利益を保つには、滇黔辺岸の川塩のような運銷制度を導入するしかない。即ち、滇黔辺岸と同じく、回収する塩引と運銷した先で用いる販売証とを分けるしかない。塩引は四川辺境の夔州の関で四川官僚が回収し、塩引の規定と同じ内容の印票を商人に与え、それを湖北省官僚に審査させれば、規定の販売地まで運銷することを湖北側の望み通りに強制できる。印票は滇黔辺岸の引紙と同じ役割であるといえる。

ここに至って、運銷の体制は滇黔辺岸と同じになった。しかし、運銷を行う商人の実際の行動は滇黔辺岸とは異なっている。滇黔辺岸では塩引を回収された後は自由販売となるのに対し、湖北では元の塩引と同じく規定の販売地で官僚の審査を受けなければならない。このような差異が生まれた原因は、貴州当局は小売で自由販売させることを通じて本来な川塩販売区であった貴州省内の課税権を得るようとしたのに対し、湖北当局は主な販売区は淮塩販売区であり、その私塩取締と販売監督の責任を持ったため、川塩私塩を防がなければならなかったためである。湖北の要求は中央側の淮塩重視の政策とは一致しているため、それと反対の四川当局の融通をきかす塩法改革は必ず禁止される。四川当局が融通をきかす理由は塩引を早めに回収するためであり、この新体制によって目的を実現した上、湖北と同じく商人の販売地まで運輸を強制している。これで、今までの四川商人の陳情で塩引を早めに回収するのは口実であることが明らかになった。

滇黔辺岸の体制によって貴州省内の自由販売となった重要な原因は貴

²⁵ 同書、165頁。

²⁶ 『清塩法志』、稀見明清經濟史料叢刊第二輯第十二冊、国家図書館出版社、2012年版、287頁。

州側の小売を許したことであるが、もしこのような販売地省当局の融通をきかす行動さえなければ、四川当局の塩引と引紙(印票)を分けることは中央にも認められた有効な運銷方法であり、塩引と同じく販売証明の役割を果たせるものである。したがってこの方法が有効か否かは販売地当局の政策次第だと証明できる。新体制の実行とともに四川商人は指定の販売地までの運銷は強制されたが、運輸コストが高い鶴峰・長樂二州県への運銷を望む四川商人はほとんどいなかった。

塩が届かない状況に鑑み、両江総督陶澍は下記のように提案した。

查鶴、長二州縣行銷川省引塩 [...] 身家殷實者斷不肯遠赴川省辦運，即使有人願往以自己之資本行川省之引塩，必以多銷為貴，亦未必甘為淮商通岸作保固藩籬之計。[...] 惟有委員前往 [...] 由楚岸先行撥給銀二千兩暫時辦運川塩 [...] 前商因費大無利，從不往辦，只每年照數納課，或在巫山一帶有等包手代銷、代納，已成慣常，鶴、長二岸既不能如額行銷，而川私又借此百弊叢生 [...] 應將額行引張暫行停止 [...] 擬請籌發銀八千兩以作塩價²⁷。

[...] 鶴峰・長樂二州県は四川塩引を運銷しているが [...] 大資本を持つ商人は四川から運輸することが出来ない [...] たとえ自分の資本で四川引塩を運銷しようとする人物がいたとしても、必ず(塩引額)より多く販売しようとし、と同時に淮塩販売区の境界線を必ずしも守るとは限らない。[...] 唯一の方法は官僚を委任して [...] 湖北によって二千兩を予め支給して川塩の運銷を担当させる。[...] 以前はコストが高く、商人が利益を得られないために、担当せず、毎年塩課を納付するが、巫山の一帶で代銷商人に転売することが習慣となっていた。鶴峰・長樂二州県は販売額が不足する上に、四川私塩によって生じた悪影響も多かったので [...] 定額の塩引を撤廃して [...]

²⁷ 丁寶楨 『四川塩法志』 續修四庫全書本、上海古籍出版社、2002年版、165-166頁。

八千両の経費を以て塩運銷のコストとするようお願い申し上げる²⁸。

鶴峰・長楽に存在する運銷不足の問題は運銷コストが高いために四川商人は行きたくなかった。敢えて行くという商人は必ず同時に私塩販売をして塩引額以上の利益を求めた。そして印票制度が実行される前には四川商人は実に運銷全過程を実行せず、四川辺境の巫山で転売していた。購買した商人はもちろん鶴峰・長楽などの辺鄙地方へ行かず、私塩と一緒に淮塩販売区へ販売していたのである。印票制度が実行された後も、運輸コストは変わらないので、商人が鶴峰・長楽などへ行かないか、行くなれば必ず以前と同じく私塩販売をすることが考えられ、結局、私塩販売と鶴峰・長楽の塩不足の問題は解決できない。淮商は四川へ運銷に行かないので、運銷コストは経費によって負担し、実行は両江総督に派遣された官僚によって行う。これにより、私塩密輸を従来から行っている四川商人を排除し、鶴峰・長楽の塩不足の問題も解決できる。両江総督は塩引の早期回収を目的とする四川当局に対して塩引定額を撤廃することによって四川当局の塩引回収の義務自体を免除し、四川省は塩場で湖北省の経費を得れば済むようになった。

この提案は許可され、実行に移された²⁹。道光十六年、湖広総督林則徐は両江総督の遠い四川へ派遣する部下への監督が難しく、汚職防止のため、川塩官運の業務を湖北省官僚に移行すると皇帝に申請し、許可されたが、運銷制度においては変更しなかった³⁰。この体制は事実上四川省当局と商人をともに湖北川塩の運銷から排除し、湖北の川塩運銷を淮塩塩政の管理下に編入した。湖北の経費負担は増加したが、最も重要な淮塩の塩政収入はこれによって確保したのである。

四、結論

²⁸ 筆者記

²⁹ 『清塩法志』、稀見明清經濟史料叢刊第二輯第十二冊、国家図書館出版社、2012年版、288頁。

³⁰ 『清塩法志』、稀見明清經濟史料叢刊第二輯第十二冊、国家図書館出版社、2012年版、290頁。

咸豊以前の四川塩の湖北進出を振り返ってみると、清朝の運銷体制への関心は淮塩運銷の確保を中心としていたことが分かる。湖北西部は淮塩が届かないため、四川私塩が市場を占拠した。この地域における淮塩販売額の達成が困難であると認識する湖広当局は、淮塩販売総額を減らさないという前提で川塩の進出を容認したが、これは私塩がさらに侵入する機会となった。四川側の官僚は自らの奏銷の便利のため、早めに塩引の回収を行った結果、四川商人の湖北における私塩販売を放任し、淮塩販売監督義務のある湖北省の不満を招いた。中央と湖北省は四川省の融通をきかず手段を潰し、湖北省の販売証明の審査権を奪還したが、四川商人の私塩密輸は依然として存在していた。それに対し、両江総督・湖広総督は官運制を導入し、四川官僚の奏銷に関する利益を保つ一方で、四川商人を運銷から完全に排除した。

これを滇黔辺岸における川塩の運銷制度と比較すると、地方官僚・政府の自主的な融通をきかず行動に対する清朝中央政府の容認の限界が見て取れる。同じ販売区内の販売定額を達成する以上の行動を許した。例えば川塩販売区の貴州における塩引早期回収・自由販売・私塩放任は許された。湖広における水商の淮塩の自由販売も許された。しかし、湖北川塩販売区における塩引の早期回収・自由販売・私塩放任はそのすぐそばの淮塩販売区に侵入する私塩の販売を促進することとなり、滇黔辺岸における手段とほぼ同じであるにもかかわらず、中央・湖広によって禁止され、四川商人を排除する官運制が成立した。